

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		栃木市産前産後ヘルパー派遣事業利用の決定
根拠法令等及び条項		栃木市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱 第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条第1項第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱 第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条第1項第2項
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3年2月25日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱抜粋</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 日中、家事及び育児を行う者が他にいない妊婦又は日中、家事及び育児を行う者が他にいない出産後6月未満の女子若しくはその配偶者</p> <p>(2) 多胎妊婦又は多胎児出産後2年未満の女子若しくはその配偶者</p> <p>(3) その他市長が支援を必要と認めた者</p> <p>(利用日等)</p> <p>第5条 事業を利用することができる日時は、原則として栃木市の休日を定める条例(平成22年栃木市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。ただし、一時保育、入院等により、対象者が養育する乳幼児が不在のときは除く。</p> <p>(利用時間及び利用回数)</p> <p>第6条 事業の利用時間及び利用回数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1回の利用時間は2時間以内とし、1日2回を限度とする。</p> <p>(2) 利用回数は、第3条第1号及び第3号に掲げる対象者については40回以内、同条第2号に掲げる対象者については60回以内とする。ただし、市長が特に支援が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(利用の申請)</p> <p>第7条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、初回の利用を希望する日の7日前までに栃木市産前産後ヘルパー派遣事業利用申請書(別記様式第1号)</p>	

を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭又は電話による申請を行い、事後速やかに申請書を提出するものとする。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、栃木市産前産後ヘルパー派遣事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用の変更)

第9条 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、事業の利用の内容を変更しようとするときは、栃木市産前産後ヘルパー派遣事業利用変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更の可否を決定し、栃木市産前産後ヘルパー派遣事業利用変更決定（却下）通知書（別記様式第4号）により利用者に通知するものとする。